

【円普通預金規定】

1 【取扱店の範囲】

この預金は、口座開設店でのみ取扱います。なお、同一名義人による当行での口座開設は1支店に限ります。

2 【無通帳取引】

当行は、当行所定の方法により、取引明細を通知することとし、預金通帳は発行しません。お客さまの取引明細は当行に相当期間保存されます。なお、お客さまからの依頼がある場合には、当行は、以下の証明書を発行します。

1. 残高証明書
2. 取引履歴明細書

上記証明書の発行に際しては、当行は、当行所定の手数料を、お客さまの普通預金から自動的に引落とす方法により受領するものとします。

3 【預金の預入れ】

- (1) この預金の預入れ額は、当行所定の最低金額以上とします。
- (2) この預金の預入れは、為替による振込金の受入れ、当行に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座からの振替、その他当行所定の方法によるものとします。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (3) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
- (4) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書等の証券類の受入れはいたしません。

4 【預金の払戻し】

- (1) この預金の払戻しは、他の預金口座への振替、他行宛の振込、その他当行所定の方法によることとし、現金での払戻しはできません。
- (2) 同日に数件の払戻しをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを払い戻すかは当行の任意とします。
- (3) この預金口座は、公共料金等の自動支払口座として利用することはできません。

5 【利息】

この預金の利息は、毎日の最終残高1円以上について付利単位を1円として、毎年6月と12月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢等に応じて変更します。

6 【届出事項の変更等】

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名(名称)、住所、本人確認書類の有効期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行所定の方法により届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名(名称)、住所、本人確認書類の有効期限その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。これらの際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

7 【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当行に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当行に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当行に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8 【印鑑照合等】

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9 【譲渡、買入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利については、譲渡、買入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて買入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

10 【反社会的勢力との取引拒絶】

この預金口座は、後記第12条(3)①、②各号および③各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条(3)②各号および③各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11 【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行所定の方法により送付する取引明細が配信不能となった場合、届出のあった連絡先情報の確認を求めることがあります。連続して三ヶ月配信不能となった場合、取引明細の送付を停止することがあります。また、預金者の届出のあった氏名(名称)、住所にあてて書面を発送してもなお預金者との確認がとれない場合は、配信不能となった日から六ヶ月以降に預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 一年以上利用のない預金口座は払戻等の預金取引の一部を制限する可能性があります。
- (4) 本人確認書類の有効期限を更新した預金者は、当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た本人確認書類の有効期限が経過し、当行が更新の確認ができない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限できるものとします。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 外国送金、外貨預金等外為取引全般
 - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁への抵触のおそれが高いと判断した個別の取引
- (6) 前1項から5項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

12【解約等】

- (1) この預金口座を解約する場合は、当行所定の払戻請求書に、届出済の印鑑押印ないし署名によりお申出下さい。当行はご本人さまからのお申出であること等を確認させていただきます。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名(名称)、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前記第9条(1)に違反した場合
 - ③ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥ 第11条に定める取引の制限等に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) 前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名(名称)、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員及び暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (4) 最終の取引日から5年間利息決算以外の入出金がない預金口座については、当行は預金者に通知のうえ、預金取引の全てを停止または預金口座を解約することができるものとします。この場合、取引明細は発行されません。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名(名称)、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- (5) 前記(2)から(4)によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当行所定の書面に届出の印章(または署名)によ

り記名押印(または署名)のうえ当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13【預金保険】

- (1) 当行が取り扱う預金は、預金保険法第53条に規定する保険金の支払の対象ではありません。
- (2) 当行に係る外国銀行(すなわち、玉山銀行本店)が破綻した場合において、預金等の払出しがある場合であっても、当該引出しが迅速に行われないことがあります。
- (3) この預金は台湾における預金保険制度の対象にもなっていません。当行の支払能力の最終的な源泉は、玉山銀行の全体となります。玉山銀行の健全性については、それを所管する台湾の金融当局(金融監督管理委員会)が監督しています。

14【通知等】

届出のあった氏名(名称)、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15【免責事項】

当行は以下の事由により生じた損害については責任を負いません。

- (1) 当行または金融機関の共同システム運営体が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システム、端末機、通信回線等の障害によりサービスの取扱いに遅延・不能が発生したため生じた損害
- (2) 災害・事変等当行の責に帰すことのできない事由、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったために生じた損害
- (3) 当行以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由により生じた損害

16【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17【規定の準用】

本規定に定めのない事項については、当行の定める他の規定、規則等により取り扱います。

18【規定の変更等】

この規定を改定する場合は、改定内容を当行窓口での掲示またはその他の方法で告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。

以上